

令和元年12月2日

徳島税務署との定期協議会の報告について

公益社団法人徳島法人会

徳島税務署と徳島法人会の青年部会、女性部会との定期協議会の内容と今後の対応について報告いたします。

令和元年12月2日（金）13時より、徳島税務署7名、徳島法人会青年部会6名、女性部会18名、事務局2名の参加により定期協議会が行われました。

徳島税務署からは「税を考える週間」（令和元年11月11日（月）～17日（日））についてその趣旨やテーマ、変遷を中心に説明がありました。また、令和元年度「税の作品展」が11月15日（金）から18日（月）までの4日間、NHK徳島放送局1階視聴者ロビーにて、税に関する優秀作品（作文・習字・絵はがき）の展示がされたこと、4日間で約410名が見学に訪れたこと等が報告されました。

次に、納税者の利便性の向上等について、マイナンバーカードおよびID・パスワードでパソコン・スマホから確定申告が可能であること、eLTAXによる地方税共通納税システムが稼働し、個人住民税も電子納付が可能となったことなどの説明がありました。

また、事前アンケートで質問のあった「事業承継税制」について、参考資料を基にその概要が説明されました。

消費税増税および軽減税率制度についての周囲の反応等については、①飲食業等で経営が厳しくなっているところが多い。②店内10%、テイクアウト8%で混乱が生じている。③2%の増税で、サイフの紐が固くなっているように感じられる。④軽減税率は分かりにくい、シンプルな方が良い。等の意見が出されました。（事前アンケート含む）

最後に、徳島法人会事務局から令和2年度税制改正に関する提言活動や、新聞広告およびFMラジオで広報活動を行ったこと、法人会自主点検チェックシートの活用、e-Taxの利用促進等について説明が行われました。

なお、国税庁では、税に関する各種情報をホームページで提供していますので、ぜひ、ご利用ください。<http://WWW.nta.go.jp/>

今後も定期協議会で出た意見や対応につきましては、ホームページを通じて皆様にお伝えしてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。

「税を考える週間」とは

実施
期間

11月11日～17日

趣旨

税の意義や役割について能動的に考えてもらい、
税に対する理解を深めてもらう

テーマ

「くらしを支える税」

「週間」
の
変遷

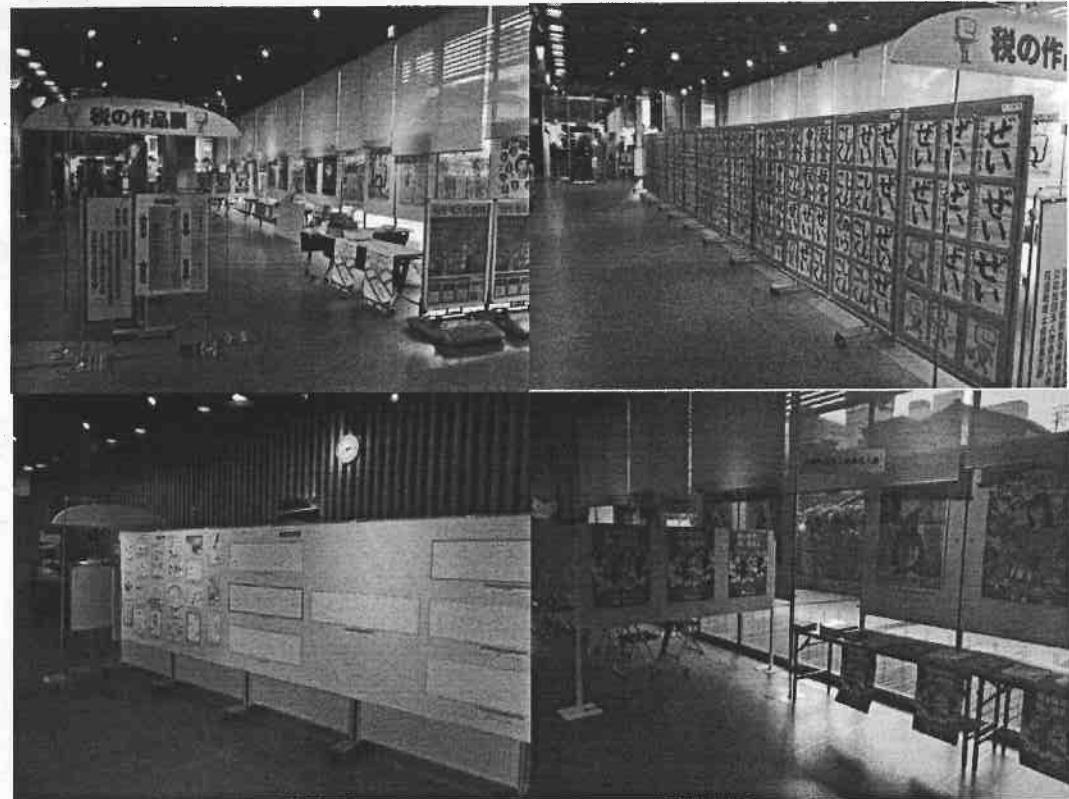
昭和29年～	「納稅者の声を聞く月間」
昭和31年～	「納稅者の声を聞く旬間」
昭和49年～	「税を知る週間」
平成16年～	「税を考える週間」

税の作品展

NHK徳島放送局 1階ロビー
11月15日(金)～11月18日(月)
初日10:00～17:00
土日・最終日10:00～16:00

展示内容

作文	小学生	18編
	中学生	7編
	高校生	3編
習字	小学生	157点
絵はがき	小学生	20点



[ホーム](#)[税の情報・手続・用紙・](#)[刊行物等...](#)[法令等...](#)[お知らせ](#)[国税庁等について...](#)

① 緊急のお知らせ

- 令和元年台風第15号に伴するお知らせ（令和元年11月1日）
- 台風第15号により被害を受けられた皆様方へ（令和元年9月9日）

新着情報

[トピック](#)[おの信報・手帳・用紙](#)[刊行物等](#)[法令等](#)[お知らせ](#)[国税庁等について...](#)

- 新元号に関するお知らせ（令和元年5月7日）
- 消費税率改定並びに会の開催予定一覧を更新しました（令和元年11月20日）
- 「年末調整がよくわかるページ」を開設しました（令和元年11月1日）
- 国税庁が提供するウェブサイトの常時暗号化（令和元年11月1日）
- 相談窓口センター（消費税率改定並びに会）における土曜祝日の質問・相談窓口の受付について（令和元年11月1日）
- スマートフォン×マイナンバーカードでe-Tax：進化するスマート申告！（令和元年10月16日）
- 令和元年年末調整のため各種様式不使用しました（令和元年9月9日）
- 源泉徴収票等の入り替わり無断再委託事業について（令和元年9月9日）

[トピックへ一覧へ](#)

注目ワード

- 災害関連情報
- 年末調整
- 消費税率の軽減税率制度
- 所得税の確定申告
- 医療費控除
- 印紙税
- 納税証明書
- 小遣の電話にて注意を

税務署を検索

郵便番号から税務署を検索
(半角数字)

 -

住所から税務署を検索

都道府県を選択

平成31年4月1日以後の申告書の提出の際、 源泉徴収票等の添付が不要となりました

【添付が不要となる主な書類】

- 給与所得、退職所得及び公的年金等の
源泉徴収票
- オープン型証券投資信託の収益の分配
の支払通知書
- 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- 上場株式配当等の支払通知書
- 特定口座年間取引報告書

ご注意ください！！

- 確定申告書には、
**源泉徴収票等の内容を記載する必要がありますので、
確定申告書第二表等に必ず記載してください。**
- 税務署等で確定申告書を作成する場合には、
源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

パソコン から 確定申告 スマホ

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 税務署に行く手間がかかりません！
- 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

確定申告



確定申告書等作成コーナーの利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成

- 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

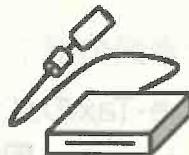
① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

登録番号 (内訳番号・ID)	1111	1111	1111	1111
暗証番号 (登録用小文字)	a12345678			

ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、「**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



申告書の作成はこちらから！

この画面では「所得税の確定申告書」が作成できます。
消費税や贈与税の申告書、収支内訳書や青色決算書を作成される方はパソコンをご利用ください。

会員登録

作成の流れはこちら

作成開始

開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。

対象端末の一覧はこちらから！

e-Taxで手続完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

操作が分からぬ場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、電話でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

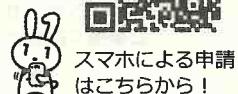


マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

[マイナンバーカード 取得方法](#)



進化するスマート申告！

～5つのステップで手続完結！～



STEP 1 国税庁ホームページへアクセス

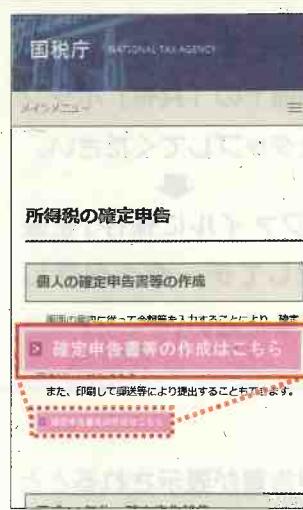
iPhoneの方



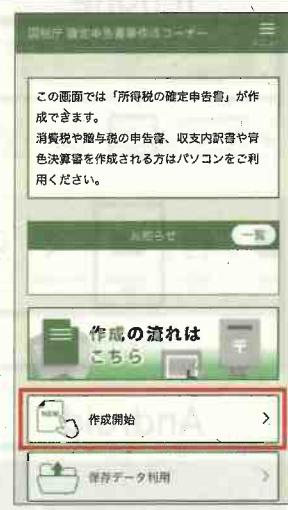
Android™の方



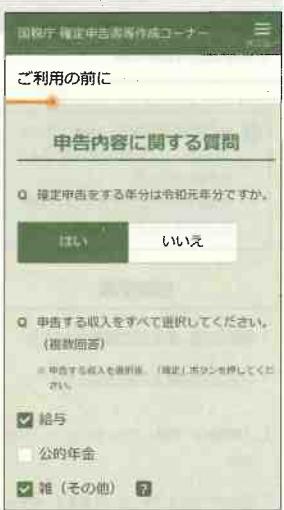
インターネットを開いて、「確定申告」と検索してください。



「確定申告書等の作成はこちら」のバナーをタップしてください。



「作成開始」をタップしてください。



収入や控除の質問に順番にお答えください。(iPhoneの方は手順が一部異なります。)

STEP 2 提出方法を選択

提出方法の選択

- 提出方法を選択してください。
- e-Tax (マイナンバーカード方式) ?
- e-Tax (ID・パスワード方式) ?
- 書面

○マイナンバーカード方式

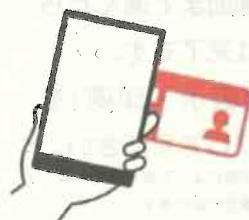
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちの方(一部の端末のみ)

対象端末の一覧は[こちら](#)

マイナンバーカード方式

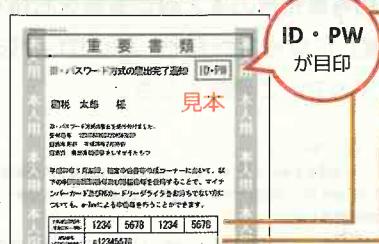


画面の案内に従って、必要なアプリをインストールしてください。



マイナンバーカードを認証して事前準備をしてください。

ID・パスワード方式



ID (利用者識別番号)
1234567812345678
パスワード (暗証番号)
a12345678

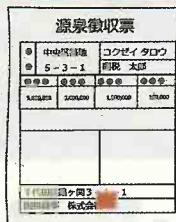
完了通知に記載されているID・パスワードを入力してください。

○ID・パスワード方式

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方(全ての端末)
お持ちでない方は「書面」を選択してSTEP3へ

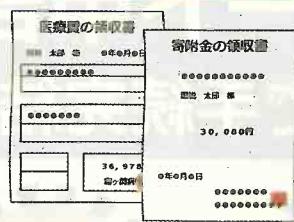
STEP 3 金額などを入力

収入の入力



給与所得の源泉徴収票など、収入に関する書類を基に入力してください。

控除の入力



医療費の領収書や寄附金の領収書など、控除に関する書類を基に入力してください。

氏名等の入力

マイナンバーをお忘れなく！



氏名・住所・マイナンバーなどを入力してください。
提出方法が「書面」の方はSTEP5へ

STEP 4 送信



e-Taxで送信してください。

STEP 5 申告書データを保存

① 基本で申告内容を確認する場合、マイナンバーカードとICカードリーダライタが必要になります。
甲子運等のPDFファイルについては保存しておくことをお勧めします。

印刷手順

- 帳票の印刷・保存方法や注意点はこちら
- プリントをお持ちでない方はこちら

- 「帳票表示・印刷」ボタンをタップしてください。
- 表示されたPDFファイルで共有ボタンをタップ、ファイルアプリを選択して保存してください。
- 保存先から保存したPDFファイルを表示して印刷方法を選択の上、印刷してください。
- 次の画面で迷惑・印刷後の確認を行ってください。

帳票表示・印刷

iPhone

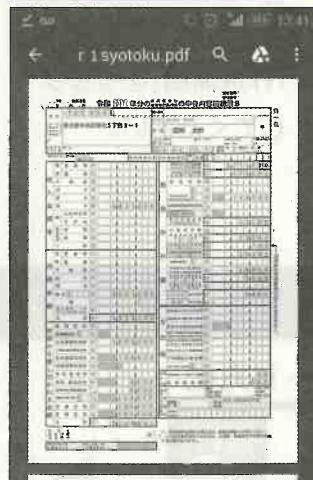


申告書が表示されるので、画面下の「共有」ボタンをタップしてください。
↓
「ファイルに保存」を選択してデータを保存してください。

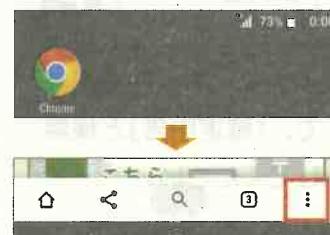


保存したデータは「ファイル」から後で確認できます。

Android



申告書が表示されるとともに、自動的に端末内のダウンロードフォルダにデータが保存されます。



保存したデータは「Chrome」から後で確認できます。

印刷画面まで進んだら申告は完了です。

「帳票表示・印刷」をタップしてください。

※ 申告内容によって表示画面が異なる場合があります。

※ 提出方法が「書面」の方は、保存した申告書データをご自宅のプリンタやコンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）で印刷し、郵送等で提出してください。

i ID・パスワード方式の届出完了通知の発行について

「ID・パスワード方式の届出完了通知」については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

平成30年1月以降、確定申告会場にお越しになられた方で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

※ ご利用には別途通信料がかかります。

※ このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。また、メッセージボックスの開閉には、マイナンバーカード等が必要です。

・ iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

・ Android、Chrome、Chromeロゴは、Google LLC の商標または登録商標です。



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。



令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。これに伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則^(注)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要です。

(注) 中小事業者の特例については、裏面の「中小事業者の税額計算の特例」をご参照ください。

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への 記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
		軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)

2019年 月 日	内容	金額
8 XX	水道光熱費 (○市)	△,△△△
:	:	:
11 XX	会議費※ (○商店、お茶代)	□,□□□
	会議費 (○商店、文具代)	○,○○○
11 XX	接待交際費※ (○屋、お菓子代)	□,□□□
:	:	:
2019年合計		○○○,○○○

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります！

消費税申告書 付表2-2(令和元年9月30日までの取引分)

	…	6.3%分	旧税率分小計
課税仕入れに係る 支払対価の額	…	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1(令和元年10月1日からの取引分)

	6.24%分	7.8%分	合計
課税仕入れに係る 支払対価の額	■■■,■■■	●●●,●●●	○○○,○○○

(旧税率対象)
※軽減税率対象品目

旧8%対象
8%対象
10%対象

▲▲▲,▲▲▲

■■■,■■■

●●●,●●●

(注)1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。

2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

消費税確定申告書付表の作成

決算書類（青色申告決算書等）に記載の決算額は税率ごとの区分がありませんので、**決算書類からは消費税確定申告書の作成ができません。**



このため、課税期間内の課税取引を税率ごとに区分できるよう、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）に掲載している「課税取引金額計算表（事業所得用）」（以下「計算表」といいます。）等の様式を用いて整理しておくと便利です。

（注）個人事業者の方については、この計算表のほか、「課税売上高計算表」及び「課税仕入高計算表」を国税庁ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

なお、「課税取引金額計算表（事業所得用）」については、法人の事業者の方もご利用いただけます。

課税取引金額計算表

（令和 年分）

（事業所得用）

科 目	決 算 額 A	Aのうち課税取引にならないもの（※1） B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前（※2）		R1.10.1以後（※2）	
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	
売上（収入）金額 (雑収入を含む)	①	円	円	円	円	円	円
期首商品棚卸高	②						
売上原価	③						
小 計	④						
期末商品棚卸高	⑤						
差 引 原 価	⑥						
差 引 金 額	⑦						
租 稅 公 課	⑧						
荷 造 運 費	⑨						
水 道 光 熱 費	⑩						
旅 費 交 通 費	⑪						

中小事業者の税額計算の特例

令和元年10月1日（軽減税率制度実施後）から一定期間、売上げ又は仕入れを軽減税率と標準税率とに区分することが困難な中小事業者^{（注）}については、売上税額又は仕入税額の計算の特例が設けられています。

計算の特例の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧ください。

（注）中小事業者とは、基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

免税事業者の方へ

免税事業者の方は、消費税申告は必要ないため、仕入税額控除を行うことはありませんが、課税事業者との取引に際しては、課税事業者が消費税申告で仕入税額控除を行うために、区分記載請求書等を交付するなどの対応が必要になる場合があります。

